

史料集

1 延宝五年倉敷村水夫屋敷帳 (小野家文書1・3) 抄出

一屋敷式拾四歩	分米式斗	庄左衛門 (印) 才五郎 (印)
一同九歩	分米七升五合	次郎右衛門 (印) <small>ひかし</small>
一同老畝拾歩	分米三斗老升	二郎左衛門 (印)
一同老畝	分米式斗三升五合	同人 (印)
一同老畝廿八歩	分米三斗五升	善兵衛 (印) 甚三郎 (印)
一同七畝廿四歩	分米老石	五郎左衛門 (印) 甚兵衛 (印)
一屋敷拾七歩	分米老斗七升	新右衛門 (印)
一同拾七歩	分米老斗七升	助十郎 (印)
一同拾四歩	分米老斗四升	新右衛門 (印)
一同式拾八歩	分米式斗八升	同人 (印)
一同老畝	分米三斗	甚左衛門 (印) 忠左衛門 (印)

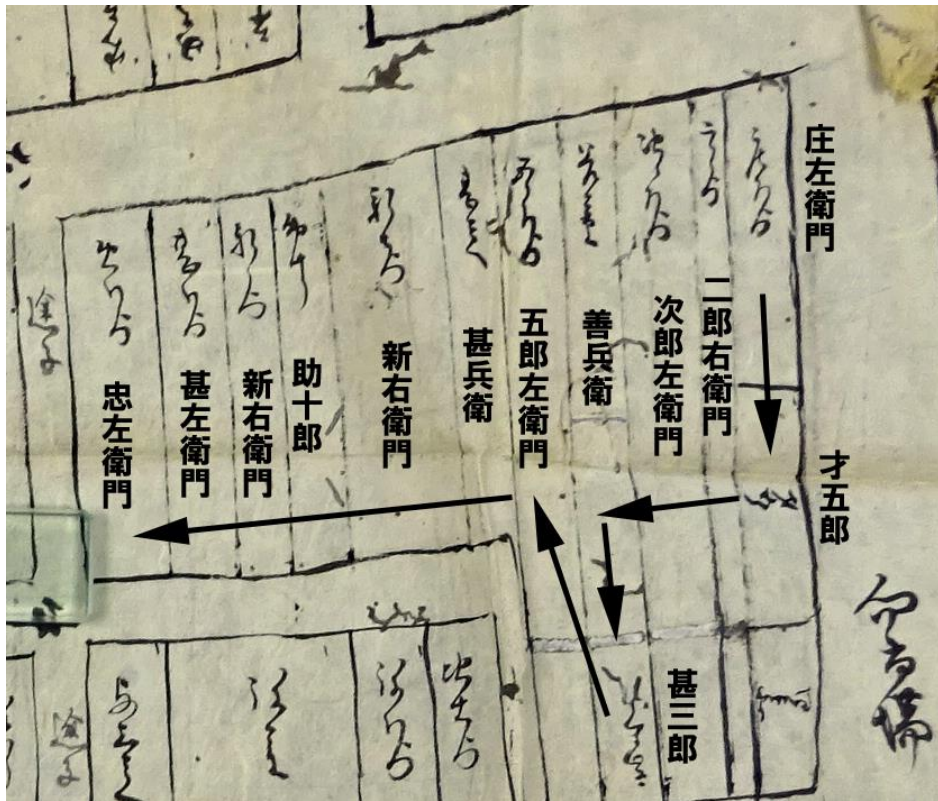
(中略)

右者倉敷村水夫屋敷小堀新介殿御檢地之時分御除被成、其後池田備中守殿・米倉平大夫殿・彦坂平九郎殿御代年々今至り不相替御役勤申候屋敷高之分、如此二御座候、少も相違無御座候、以上 (後略)

※次ページの史料3と重なる部分を抄出。各屋敷の面積・分米が一致する。また

下に掲載の絵図2に記入された人名と一致する。

2 延宝五年倉敷村水夫屋敷古図 (小野家文書49・1・22) 部分



※上掲の史料1が示す部分を拡大。矢印と人名の活字は報告者が追加。

3 慶長拾四年倉敷屋敷方御免被成分之帳 (小野家文書1・1) 抄出

屋敷	廿四歩	式斗	与三右衛門 <small>かど</small>
屋敷	九歩	七升五合	孫三郎
屋敷	壹畝十歩	三斗一升	宗十郎
屋敷	壹畝	式斗三升五合	喜右衛門
屋敷	一畝廿八歩	三斗五升	与兵衛
屋敷	七畝廿四歩	壹石	宗善
同	拾七歩	壹斗七升	六郎三郎
同	拾七歩	壹斗七升	七郎右衛門
同	拾四歩	壹斗四升	孫七郎
同	廿八歩	式斗八升	孫一郎
同	壹畝	三斗	市 <small>は</small> 孫右衛門

※実物には付箋が貼られているが、ここでは省略する。

4 倉敷村庄屋年寄百姓代十三家先祖書 (小野家文書162・10) 抄出

庄屋役相勤申候

四代 七太夫
 改名 孫太夫
 五代 七太夫
 改名 七太夫
 調意

右同断

明暦元乙未出生、元禄十丁丑終、行年四十三歳

※倉敷村庄屋小野家の先祖書。絵図にみえるのは五代七太夫。

5 年寄義之助先祖方勤役覚 (小野家文書162・1・5) 抄出

初代 元和五己未年出生
 惣左衛門
 寛文十二年子四月相果申候
 行年五十四才

二代 承応元壬辰年出生
 助作 惣左衛門 百姓代相勤申候
 延宝六年正月相果申候
 行年廿七才

※錢屋岡家の先祖書。絵図にみえる惣左衛門は二代目。

6 倉敷村舟入川幅相定覚 (小野家文書161・7)

一長七拾壹間者 川幅拾間半
 是者前かミ橋方東八九郎兵衛屋敷、西八市左衛門屋敷迄也、
 一長五拾八間者 川幅九間
 是者市左衛門屋敷方今橋迄之間也、
 一長式拾六間者 川幅七間
 是者今橋方長右衛門屋敷迄之間也、
 一長拾五間者 川幅二間
 是者長右衛門屋敷方弥右衛門屋敷迄之間也、
 右倉敷村舟入川幅、先年者広有之候所、次第二両端方埋出し屋敷ヲ取
 候□川幅次第二せまく成候由、庄屋年寄断二付、此度見分之上改右之
 通二川幅申付定杭打セ置候、但川幅之外二両端二舟之荷物上ケ候場式
 間宛明ケ可置候、右之場所二舟荷物之外自分之荷物其外猥川端ヲ妨ケ
 置申間敷候、川筋二居申者共此旨□相守候、以上
 寛文十三年 丑ノ六月廿七日 九平次(印)

図1 倉敷村水夫屋敷古図に慶長十四年水夫屋敷帳の人名を反映したもの

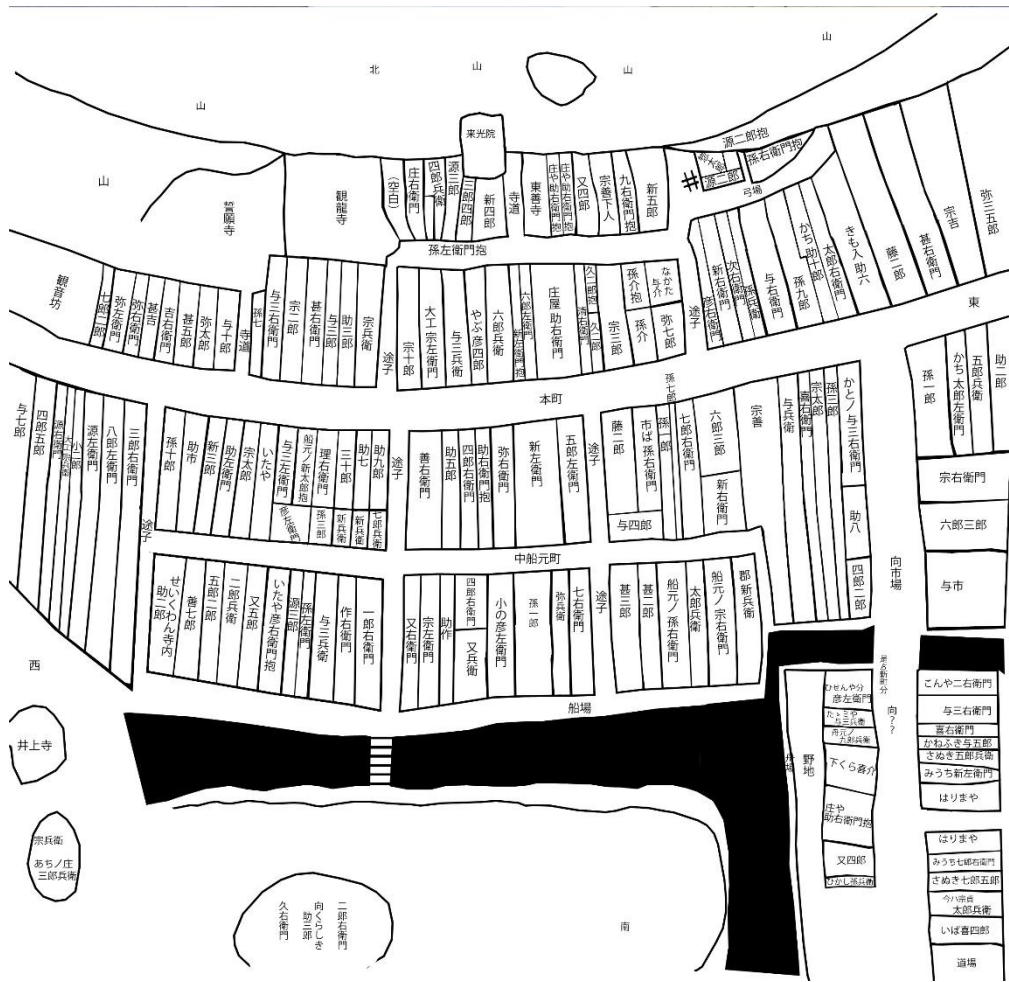


図2 延宝五年倉敷村水夫屋敷古図のトレース
(丸かっこの屋号は報告者が追加。○印は各家の本宅)

